

医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術件数 (令和7年1月1日～12月31日)

(1)区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	8
イ	黄斑下手術等	82
ウ	鼓室形成手術等	2
エ	肺悪性腫瘍手術等	33
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	68

(2)区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術等	28
イ	水頭症手術等	15
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	3
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	11
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	2

(3)区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	1
キ	同種死体腎移植等	0

(4)区分4に分類される手術		
	腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	853

(5)その他の区分に分類される手術		
ア	人工関節置換術	26
イ	乳腺外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	19
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び対外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	184